

変更された基本的対処方針に基づき 新型コロナウイルス感染症対策の着実な実施のお願い

経済産業省

令和3年8月25日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置を講じるべき区域や期間が変更されました（資料1及び資料2参照）。また、これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されました（資料3及び資料4参照）。

つきましては、変更された基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくようお願いいたします。

【資料1】新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更

https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen_houkoku_20210825.pdf

**【資料2】新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する
公示**

https://corona.go.jp/emergency/pdf/kouji_20210825.pdf

【資料3】新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和3年8月25日変更））

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210825.pdf

【資料4】新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（新旧対照表）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_taishou_20210825.pdf